## 事前調査申請書

## 山県市長 様

山県市危険空家等除却補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第7条第2項の規定により、次のとおり事前調査の申請をします。

申請日		年 月 日	
申請者	氏名		
	住 所	〒 −	
	電話	( ) –	
建築物等の所有者 の氏名			
申請者と所有者の 続柄		□ 本人 □ 相続関係者 □ その他(	)
建築物等の所在地		山県市	
建築物等の構造		□木造 □鉄骨造 □RC造 □コンクリートブロック造 □その他(	
建築物等の規模		延べ面積 m 階数 階	
建築物等の用途			
立会調査		<ul><li>□ 立会調査希望日 年 月 日 午前・午後</li><li>□ 立会いはできませんが、調査員による立入り調査について承諾いす。</li><li>年 月 日 氏名</li></ul>	時頃 たしま
建築物等の状況		現在使用されていない 🗆 はい 🗆 いいえ 受付日	印
		今後も使用される見込みがない □ はい □ いいえ	

尚、市が支給要件の審査のために、市備付けの収入に係る納付資料、課税台帳及び 住民基本台帳等の内容を確認することに同意します。

また、私は要綱第4条各号を満たす補助対象者であり、上記物件にかかる紛争等が生じた場合、責任を持って解決し、市に対して一切の損害を与えないことを誓約します。

## 事前申請者:

この申請書は、上記建築物が山県市危険空家等除却補助事業における補助対象建物に該当するか否かの判定をするため、あらかじめ調査、審査を申し込むものです。該当すると判定されたものは、別途補助金の交付申請が必要となります。 (該当すると判定されても交付決定されるとは限りません)

申請に必要な書類

- (1) 自らが補助対象者であることを証する書類
- (2)補助対象建物の登記事項証明書
- (3) 敷地内の建物位置図、平面図、床面積の分かる書類及び現況写真(2方向)
- (4) 工事費の見積書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類